

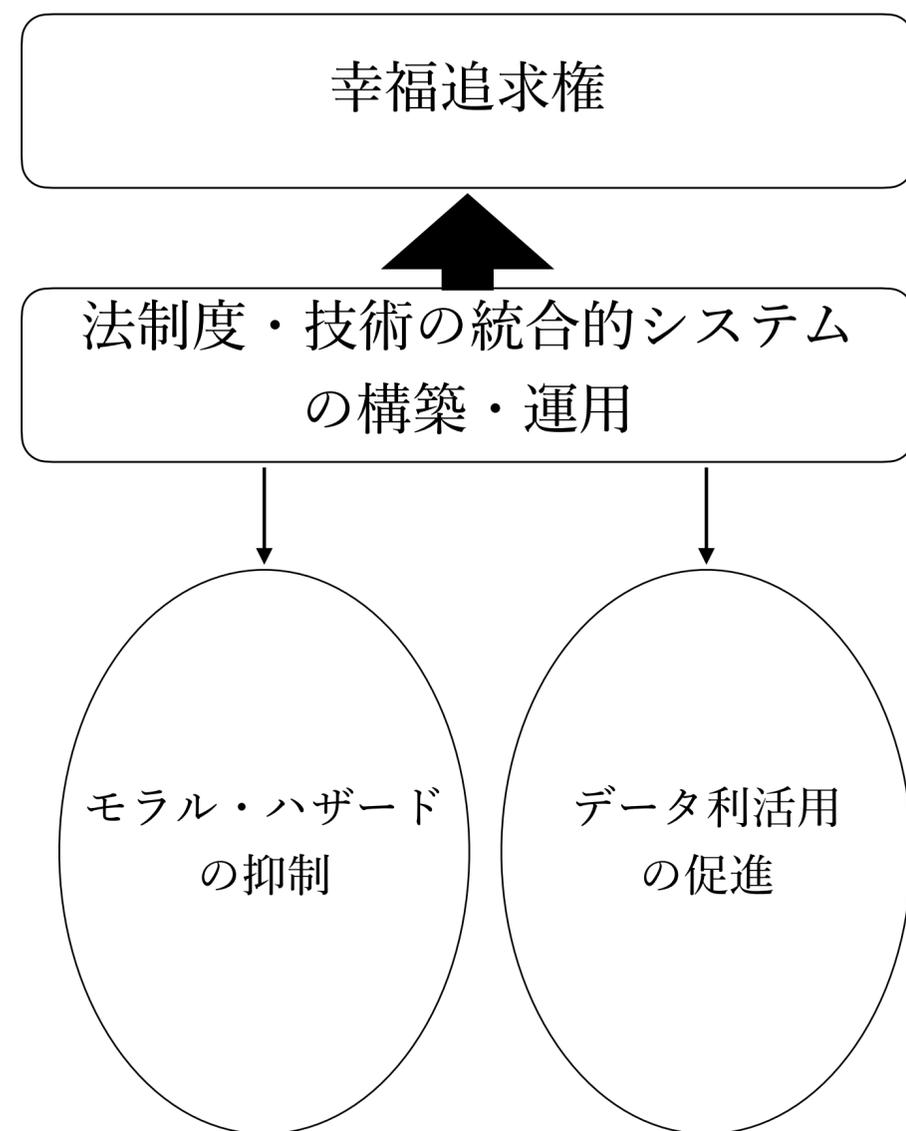
# データ利活用制度・システムの 基本的な考え方について

法制度と技術的措置との統合的運用の視点から

# データ利活用と幸福追求権（憲法13条）

## データ利活用の法的基礎

- 幸福追求権：人々が自身のWell-beingを実現する権利。
- 個人データの不適切管理・濫用・悪用等（「モラル・ハザード」）の問題：Well-beingを毀損する恐れがあるため、従来から幸福追求権を具体化する形で対処（例：個人情報保護法）。
- データの利活用：社会内に分散したデータを統合して解析・利用することで、①個人に最適化した公的・私的サービス等が平等に提供されるようになり、Well-beingの実現に貢献する（例：医療・金融・教育・福祉サービスなど）、また、②エビデンスに基づいて、Well-beingの実現により実効的な法政策が実施されるようになる（例：AIによる自動化と安全性、防災など）ため、デジタル社会における幸福追求権の保障を実質化する観点から重要な意味を持つ。



→一人一人のWell-beingの実現という観点から、モラル・ハザードによる費用とデータ利活用による便益とを衡量し、全体として便益が最大化するように法制度と技術との統合的システムを構築・運用することで幸福追求権の保障を実質化→個人起点と社会起点の相補的なサイクルを回転させる「トラスト」の基盤

# データ利活用による便益最大化のためのフレームワーク 「リスクベースアプローチ × システム思考」の視点 (Not Exclusive)

- モラル・ハザードによる費用と、データ利活用による便益を衡量するためには、それぞれを具体的に把握した上で、（暫定的にでも）費用便益計算を行う必要がある。
- リスクベースアプローチ：①Well-beingの実現という観点から見た場合に、どのような事象が問題になるのかを、ユースケースに即して特定、②対象事象がWell-beingの実現にとって、どの程度大きな影響を及ぼすのか（「実害」）を推定、③対象事象がどの程度の蓋然性で発生するのかを推定、④①-③を通じて、ユースケース毎にWell-beingの実現に生じうるリスクを具体的に・客観的に把握、⑤当該リスクを除去・低減できる措置（ガバナンス及び技術的措置）について、そのような措置を取るために必要な費用と共に具体的に・客観的に把握→抽象的な理念ではなく、具体的な費用・便益に着目して議論する。
- システム思考：Well-beingの実現に対するリスクの発生・低減に関して、関連する個別の法規や技術的措置をバラバラに把握するのではなく、それらが全体としてどのような構造によってリスクを発生・低減させているのかを理解し、制度・技術を統合的に構築・運用する→個別法規や個別技術的措置ではなく、システム全体の機能として望ましいあり方を議論する（「制度・技術・運用」の三位一体）。

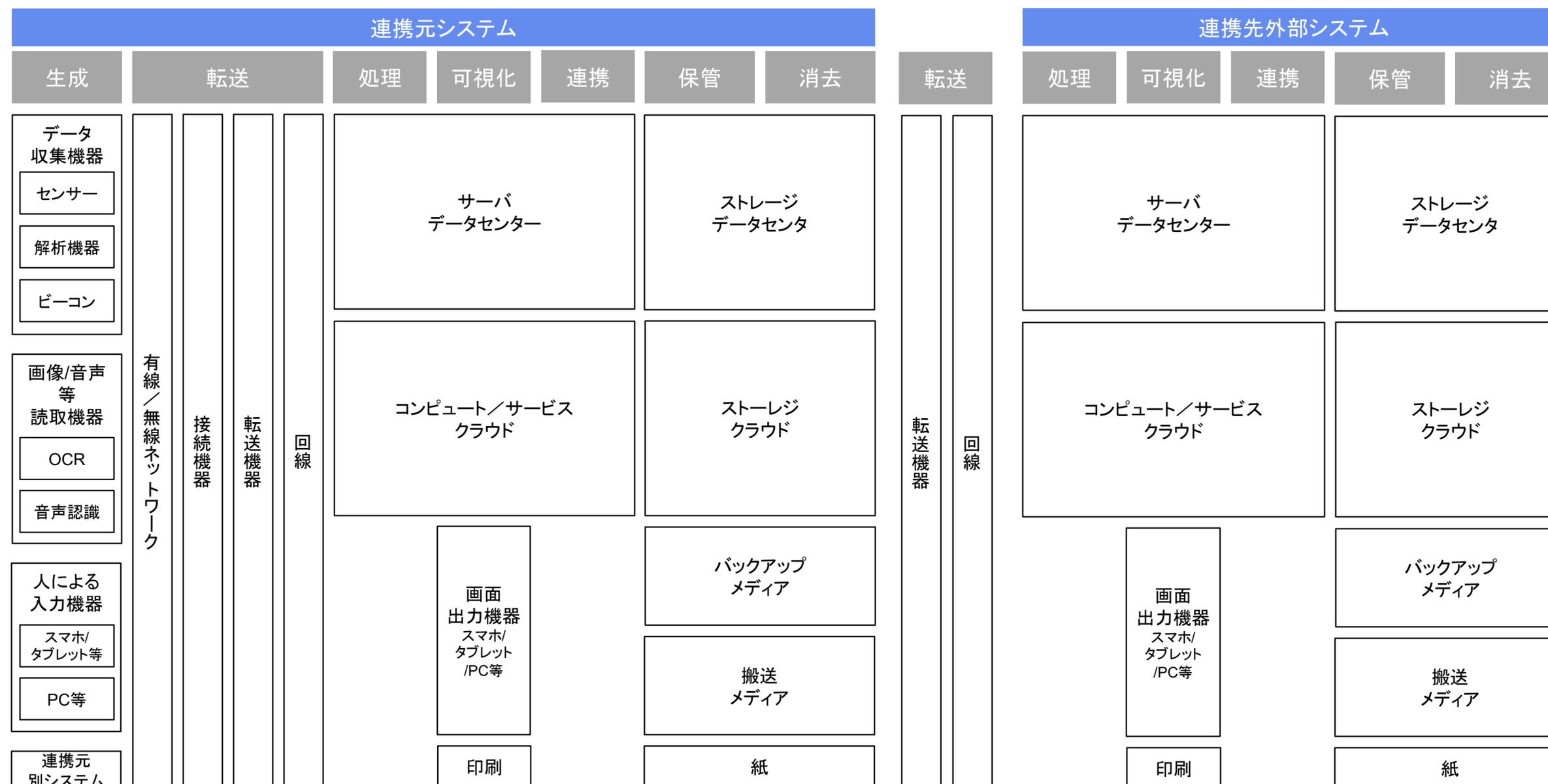
# データ利活用による便益最大化のためのフレームワーク 「リスクベースアプローチ × システム思考」の視点 (Not Exclusive)

- 各ユースケースにおいて、Well-beingの実現という観点からモラル・ハザードによる費用を考える場合には、①どのようなデータが、②どのような主体に、③どのようなガバナンスで、④どのような技術的措置において、利活用されようとしているのかを、⑤データのライフサイクルに即して具体的に把握することが有用 (Data Oriented Approachによるリスク・プロファイリング)。
- データの種類：「データ主体」にとって、モラル・ハザードが発生することで、「差別的取扱い」などの実害につながるものが、どの程度容易に予測されるようなデータか否か。
- 主体の問題：データを取得・連携・利用しようとする主体（「データ利用者等」）が、当該データに関するモラル・ハザードにどの程度インセンティブを有しているか。
- ガバナンスの問題：データ利用者等は、モラル・ハザードを抑止するために、どのようなガバナンスを備えているのか、そのようなガバナンスを義務付ける法制度やインセンティブは存在するか。
- 技術的措置の問題：データ利用者等が用いる技術的措置は、モラル・ハザードを抑止する上で、どの程度実効的な機能を備えているのか。
- データのライフサイクルへの着目：分野や領域を横断して流通するというデータの性質に即したシステム思考の必要性

# データ利活用による便益最大化のためのフレームワーク

## 「リスクベースアプローチ × システム思考」の視点 (Not Exclusive)

データのライフサイクルに応じたリスク・プロファイリングのためのシステムモデル(例)



# データ利活用による便益最大化のためのフレームワーク

## 「リスクベースアプローチ × システム思考」の視点 (Not Exclusive)

- 個人情報保護法における「同意」や「利用目的の特定」に関する問題：データ主体に実害を生じる蓋然性を低減する上で、どのような場合に、どのように機能するのかを明確化する必要がある→データ利用者等の属性やガバナンス、技術的措置の整備状況によって実質的に「差分」を生じない、あるいは、「差分」によって得られる便益に対してこれらの措置を講じることで生じる費用が均衡を失するのであれば、データ連携の場面において、あえて要件としないことも選択肢。
- データ利用者等に関する問題：データ利活用の促進に伴って生じるモラル・ハザードのリスクを低減する上で、データ利用者等が適切なリスクプロファイルを行い、合理的なリスク除去・低減措置を責任を持って組織的に実施するという意味での「データ・ガバナンス」は決定的に重要→法的に実施を義務付けるand/or具体的内容についてジョイント・サーティフィケーションなどの規格・標準に従って、定期的に第三者機関の認証を受けるよう制度を構築するのも選択肢。
- 技術的措置に関する問題：データ・ガバナンスの実施の義務付などの制度的措置は、データ利用者に新たな負担を生じる→既にGDPR等の規制については、大きな事業者以外はコンプライアンス費用に耐えられないなどの反競争的効果が指摘されている→PETsなどを活用し、「制度・技術・運用の三位一体」で目的を達成する。

# データ利活用による便益最大化のためのフレームワーク

## データ連携を促進するために (Not Exclusive)

- データスペースによる連携の促進：各ユースケースに即して、「制度・技術・運用」の三位一体によってモラル・ハザードの費用とデータ・ガバナンス/コンプライアンス費用とを共に合理的に低減しつつ、産官学のステークホルダー間でデータの相互アクセスを可能にする（特に公益性が高い領域については提供を義務付ける）ことで、幸福追求権の実質化を実現する。
- Cyber-Physical Systemの安全性向上に向けたデータの連携とデータ「収用」：自動化技術（あるいはAI）の安全性向上のために、必要なデータを必要な範囲で共有することを進めていく必要がある→データの「一坪地主」が存在する場合に、当該データについての公益性が高いことを理由として、データ連携を無償で義務付けることは、当該データに対する先行投資を回収できなくなる可能性を引き起こしうる→このような場合に、「収用」のように何らかの経済的補償を行わないと、データに対する先行投資を通じて新たなビジネス機会を創出しようというインセンティブを将来的に削いでしまいかねない（「フリーライダー」問題）→COSTなどのインセンティブ整合的な状態を実現しうる制度のあり方についても議論する必要がある。
- 公益性の高さからデータ提供義務が認められる領域については、提供義務違反に対する制裁や制裁の実効性を確保するための手続（訴追延期合意など）に関する議論を深めることも必要となりうる。

# まとめ

## データ利活用制度・システムの基本的な考え方

- 幸福追求権の保障を実質化する観点から、法制度と技術の統合的システムの構築・運用を通じて、「モラル・ハザード」を抑制しつつ、データ連携を通じてデータの利活用による便益（公私サービスの個人最適化及びEBPMに基づく法政策によるWell-beingの実現など）を最大化する。
- 「リスクベースアプローチ×システム思考」に基づいて、各ユースケースにおけるWell-beingの実現に対するリスクの発生・低減要因をデータのライフサイクルに即して具体的に把握し、「制度・技術・運用」の三位一体によってリスクを合理的に低減する。
- リスク低減措置としてのデータ・ガバナンスの義務付けと、データ・ガバナンス/コンプライアンスの実施に要する費用を低減するための技術的措置の活用とをユースケースに即して同時に推進し、「同意」等の既存のリスク低減措置との「差分」を衡量した上で、必要に応じて法制度を修正する。
- 各ユースケースに即して、「制度・技術・運用」の三位一体によってモラル・ハザードの費用とデータ・ガバナンス/コンプライアンス費用とを共に合理的に低減しつつ、公益性の高い領域を中心に産官学のステークホルダー間でデータの相互アクセスを可能にするデータ・スペースを創出し、幸福追求権の保障を実質化する。